

暮らしからみた地方分権改革の展望

— 地方税財政制度のあり方に関する検討結果報告書 —

平成17年10月

神奈川県地方税制等研究会

税と暮らしを考える専門部会

【 目 次 】

はじめに	1
1 「暮らし」からみた地方分権改革の現状と課題	3
2 第一期専門部会における論議の整理と第二期専門部会の役割	7
3 「暮らし」に身近な行政サービスの現状と制約、あるべき方向性	10
(1) 教育行政における現状と制約と方向性	12
ア 義務教育における学級編制のあり方	13
イ 義務教育における施設整備のあり方	19
ウ 教育行政のまとめ	22
(2) 福祉行政における現状と制約と方向性	24
ア 児童相談所の施設整備	24
イ 特別養護老人ホームの施設整備	28
ウ 福祉行政のまとめ	31
エ 高齢者福祉施設の現地視察の概要	33
4 「暮らし」からみた地方税財政制度の課題と展望	37
(1) 行政サービスの方向性	37
(2) 公共サービスの方向性	40
(3) 真の地方分権の確立を求めて	43
(参考)	
○ 神奈川県地方税制等研究会税と暮らしを考える専門部会 委員名簿	46
○ 税と暮らしを考える専門部会開催経過	47

はじめに

この「税と暮らしを考える専門部会」は、地方分権改革の早期実現と実情に即した地域づくりを推進するため、県民各層と望ましい地方税財政制度のあり方を調査・検討することを目的として、平成15年9月に「神奈川県地方税制等研究会」の下に設置され、松沢知事から「住民の暮らしの視点に立って、望ましい地方税財政制度のあり方を検討して欲しい。」との諮問を受けて、税財政改革が進んだ場合の住民生活への影響について論議を重ね、昨年9月に同研究会へ中間報告を行ったところである。

その後、同研究会からは、「今後は、こうした行政サービスのあり方を、県と市町村とのあり方をも含めて、住民生活の視点から一層論議を深めていただきたい。」との指摘を受け、平成16年10月から第二期専門部会を編制し、論議を続けることとなった。

この第二期専門部会での論議は、現在、国で審議されている「三位一体の改革」のようなマクロ的な見地からのものとは異なる。専門部会の視点は、地方税財政制度の改革が住民生活に与える影響について、住民が実感として感じられる領域を中心に検討を重ねてきた。

特に、「暮らし」という言葉をキーワードに、住民生活の視点から行政サービスの現状及び課題を具体的な事例を取りあげて整理を行い、住民の暮らしやすさを実現する行政サービスのあり方を第一期専門部会の検討を踏まえ論議を深めてきた。住民の暮らしやすさを実現するためには、行政サービスの提供主体はどこが適切か。国・都道府県・市町村という行政の枠組みはどのようなものがよいのか。住民にとって暮らしやすい地域づくりのためには、地方税財政制度はどうあるべきか。このような点を中心に、今日まで住民生活の視点から9回にわたり公開型の論議を進めてきたところである。

また、本専門部会では、論議をより深めるために、福祉分野の検討を行うにあたって、特別養護老人ホームなどの現地視察を実施した。この視察の中で、行政が提供する「行政サービス」の範囲を超えた「公共サービス」を充実させることの必要性を再認識することになった。

そして、これらの検討を通して、住民生活に直結する行政サービスは、住民意志が反映しやすい市町村や都道府県が実施主体となり、国は、その関与を標準の指針等を示すための法整備の範囲に止めるとともに、市町村や都道府県が活動するために不可欠な財源の確保の機会を税源移譲などにより保障することが必要である。一方、住民は自らの地域を自らの手で運営していく

という気概と、自らの決定に対する責任を持つことが必要である。これらが一体となり、住民にとって暮らしやすい地域づくりを実現することが、我々の望む真の地方分権の姿であるとの結論に至った。

なお、第一期専門部会において残された課題を整理し、第二期専門部会においても論議が困難であったものについては、神奈川県地方税制等研究会に検討を委ねることとした。

最後に、本専門部会の各委員には、2年間の長期にわたり、住民生活の視点から活発なご意見をいただき、本報告書を取りまとめることができたことに感謝するとともに、今後、真の地方分権を確立し、住民本位の暮らしやすい地域を作りあげるためにも、この論議を県民論議として盛り上げていただくことを期待する。また、本専門部会の現地視察の実施において、大変お忙しい中をご協力いただいた施設関係者の方々には、心からお礼の言葉を述べたい。

平成 17 年 10 月

神奈川県地方税制等研究会・税と暮らしを考える専門部会
部 会 長 堀 場 勇 夫

1 「暮らし」からみた地方分権改革の現状と課題

- 平成 12 年 4 月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（いわゆる「地方分権一括法」（475 本の法律の一括改正））が施行され、国と地方との関係は、従来の「上下・主従の関係」から「対等・協力の関係」へと改められた。

- この地方分権一括法では、国と地方自治体の役割分担の原則が定められ、機関委任事務の廃止、国の関与の見直し、権限移譲の推進、必置規制の見直しが行われるとともに、都道府県と市町村の関係の改革や地方自治体の行政体制の整備・確立が行われた。

- しかしながら、このとき、地方自治体が担う役割に見合った地方税財源の充実強化という重要な問題は積み残しされた。

- この課題について、政府は、その後の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」（骨太の方針・第 2 弾）の中で税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税の見直しの三点セット（いわゆる「三位一体の改革」）で検討すると位置付けたが、その全体像は平成 16 年 11 月の「三位一体の改革についての政府・与党合意」まで明らかにならなかった。（資料 1 参照）

- ここで示された全体像には、概ね 3 兆円規模の税源移譲を所得税から個人住民税への移譲によって行うこととされたが、国庫補助負担金の削減分に見合うものとはなっていないなど、国の財政再建を優先させるものであった。

- 本来の地方分権改革の趣旨は、「国から地方へ」の考えの下、地方が自らの創意工夫と責任で施策を決定し、自由に使える財源の確保により、自立できるような姿を築くものである。しかしながら昨今の改革は、住民の暮らしとはかけ離れた方を向いているとともに、地方にとって真の地方分権を実現するためには不十分な点が多い。

- この間の流れを住民生活の視点からみても、生活に直接関わりのある行政サービスに顕著な変化はみられず、また、住民生活にも明確な変化

は見取れない。

- 現状において、これまでの地方分権改革を通じて、住民が恩恵を享受しているとは言い難い。その実感が乏しいものとなっているのは、行政サービスへの住民ニーズの反映が不十分なものとなっているためである。そこで、住民自らが地域の意思決定に参画するとともに、身近な自治体に対するチェックを簡易に行えるシステムを確立していくことが必要であると考える。

《専門部会での主な意見》

- 国だとか地方のいわゆる赤字債を今どうするのかという問題なんです。ですから、だんだん今国の方も赤字債を縮小しよう、そしてまた地方の赤字債の額も抑えようという、そういう中で、全体のパイが小さくなっていく中を、じゃ国から地方へという。全体が減る中で税源移譲という中で、正直いくと、途中で消えてしまうものが余りにも多くて、実際に地方の自治体の財政運営をやっていこうとすると、サービスを拡大するというよりは、下手するとサービスが縮小しちゃうという、何というんですか、赤字債が一体どうなっていくのか、そのあたりのところを十分把握していないと、本当の住民に対するサービスが実現できないんじゃないかというおそれを抱いています。【第8回】
- どのサービスはどこの主体がどのように提供するのかということと、その進行管理をどこでやるのかとかいうような大きな仕組みの転換が、先ほど委員がおっしゃいましたように、役割分担とか仕組みの転換が必要なんだろうなというふうに思います。【第8回】
- 地方行政サービスの充実に向けた財源確保のあり方について検討を行うという、極めて難しく、素人には非常にわかりにくい分野に切り込むことになるわけですし、ご案内のとおり国の三位一体改革の中で大変な大議論が展開されて、今相当厳しい状況になっているということをご承知のとおりだと思う。【第8回】
- 上の方でやられてしまって、本当の市民、県民の意見を聞いていただけないので、お金がないんです、ないんですと言われても、何か、賛成もできないし、反対もできないし、正直興味がない。どうせ私たちの言っていることは聞いてくれないんだものというのが何となく意見としてあります。【第11回】

○ 三位一体改革を巡る論議の状況

区 分	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005 (骨太の方針2005) [平成17年6月21日閣議決定]	三位一体の改革について [平成16年11月26日政府・与党]	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004 (骨太の方針第4弾) [平成16年6月4日閣議決定]
税源移譲	<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助負担金改革の結果を踏まえ、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への税源移譲を実施 その際、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本とする 	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した分を含め、概ね3兆円規模を目指す 税源移譲は所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施 あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う また、地方間の財政力格差の拡大について確実な対応を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施 応益性や偏在度の縮小といった観点を踏まえ、個人住民税所得割の税率をフラット化する方向で検討
国庫補助負担金	<ul style="list-style-type: none"> 税源移譲に結びつく改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施 残された課題については、平成17年秋までに結論 併せて、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17、18年度予算において、地方向け国庫補助負担金について3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 税源移譲に結びつく改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施 併せて、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進 国の関与・規制の見直しを一体的に行うことが重要
地方交付税	<ul style="list-style-type: none"> 国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方歳出を見直し、抑制する等の改革を行う 税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないよう、適切に対応 平成18年度においては、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行い、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保 2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努める 交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17、18年度予算は、地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行うなど「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの総額を確保する。あわせて、2010年代初頭の基礎的財政収支黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努め、平成17年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を進める 税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、当面基準財政収入額に100%算入(現行75%)する 決算を早期に国民に分かりやすく開示する。平成17年度以降、地方財政計画の計画と決算の乖離を是正し、適正計上を行う。その上で、中期地方財政ビジョンを策定 不交付団体(人口)の割合の拡大に向けた改革を検討 引き続き交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。また、算定プロセスに地方関係団体の参画を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保 財政力の弱い団体においては、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、縮減額に満たない場合は、地方交付税の算定等を通じて適切に対応
改革の工程	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度までの三位一体の改革の全体像に係る「政府・与党合意」及び累次の「基本方針」を踏まえ、改革を確実に実現 経済財政諮問会議において、進捗状況をフォローアップする 国と地方の協議の場においても、地方の意見を聞きつつ議論を進める 税源移譲は、概ね3兆円規模を目指す 平成18年度までの三位一体の改革の成果を踏まえつつ、地方分権を更に推進 	<ul style="list-style-type: none"> 政府・与党は、「基本方針2004」に基づき、地方案を真摯に受け止め、平成18年度までの三位一体の改革の全体像について合意する 経済財政諮問会議において、適切にフォローアップ(追跡調査)を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度までの三位一体の改革の全体像を平成16年秋に明らかにし、年内に決定する 全体像には、平成17年度及び平成18年度に行う3兆円程度の国庫補助負担金改革の工程表、税源移譲の内容及び交付税改革の方向を一体的に盛り込む 税源移譲は、概ね3兆円規模を目指す。その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討

区 分	経済財政運営と構造改革 に関する基本方針2003 (骨太の方針第3弾) [平成15年6月27閣議決定]	経済財政運営と構造改革 に関する基本方針2002 (骨太の方針第2弾) [平成14年6月25日閣議決定]
税源移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で、引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについて税源移譲 ・ <u>税源移譲は、基幹税の充実が基本</u> ・ 税源移譲に当たっては、個別事業の見直し・精査を行い、補助金の性格等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については<u>所要の全額を移譲</u> ・ 必要な場合、暫定的に財源を措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方の自主財源として移譲</u>
国庫補助負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「改革と展望」の期間中に、公共事業を含む<u>4兆円程度の補助金を廃止・縮減</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「改革と展望」の期間中に、<u>数兆円程度の削減</u>を目指す
地方交付税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「改革と展望」の期間中に、地方財政計画の歳出を見直すことにより、<u>地方交付税総額を抑制し、地方交付税の財源保障機能を縮小</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助負担金の廃止・縮減 ・ 地方財政計画上人員を4万人以上純減 ・ 投資的経費（単独）及び一般行政経費等（単独）の抑制 ・ 地方交付税の財政調整機能は、なお必要 ・ 三位一体改革の推進により、地方交付税の不交付団体の割合を拡大 ・ <u>地方団体の改革意欲を削がないよう、地方の歳出を見直し、抑制</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9割以上の自治体が交付団体となっている現状を大胆に是正 ・ <u>交付税の財源保障機能全般について見直し、「改革と展望」の期間中に縮小</u> ・ <u>地方公共団体間の財政力格差を是正することはなお必要でありそれをどの程度、また、どのように行うかについて議論を進め、改革案に盛り込む</u>
改革の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2006年度までに、国と地方双方が歳出削減努力を積み重ねつつ、必要な行政サービス、歳出水準、経済活性化の進展状況及び財政事情を踏まえ、必要な税制上の措置を判断 ・ 15年度予算における取組の上に立って、<u>来年度予算の中で改革を着実に進展</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方行財政改革については、これを強力かつ一体的に推進する必要がある。<u>先ず、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する</u> ・ 地方分権改革推進会議の調査審議も踏まえつつ、福祉、教育社会資本などを含めた<u>国庫補助負担事業の廃止・縮減について、内閣総理大臣の主導の下、各大臣が責任を持って検討し、年内を目途に結論を出す</u> ・ <u>国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目途にとりまとめる</u>

2 第一期専門部会における論議の整理と第二期専門部会の役割

- 第一期専門部会では、具体的な事例を用いながら、住民生活の視点に立ったあるべき地方税財政制度の方向性を検討したが、時間の制約や内容の複雑さなどから、次を今後の検討項目としたところである。

① 国・県・市町村のあるべき姿

第一期専門部会では、「地方税財政制度の改革」について主に国と地方の関係の検討を進めてきたが、その一方で、行政サービスの主な提供主体である市町村と、市町村行政を広域的に調整する都道府県との間で、「地方税財政制度の改革」が必要であり、国・都道府県・市町村の役割分担を十分に論議し、その結果としてのあるべき姿を検討していく必要があること。

② 自主財源の確保

国から地方へ権限と財源を移譲すると、住民生活にどのような影響が及ぶのか、という視点から論議を進めてきたが、地方自治体の財源を確保する手段は、税源移譲だけではない。地域住民と十分に論議し、課税自主権を活用して、新たな財源の確保を模索することも必要であること。

③ 税源移譲における具体的な税目の検討

施策・事業に必要な財源が税源移譲により確保されたらという前提で論議を進めてきたが、税源移譲される税目によっては、必要とされる財源が確保されるのか。また、それぞれの税の性格を踏まえると、税源移譲することが相応しいのかといった点について、今後、検討していく必要があること。

④ 地方自治体間における財政調整のあり方

国における三位一体改革の中でも大きな課題となっている地方自治体間の財源調整については、税源移譲をすると財源が都市圏に集中し、地方圏に比べて都市圏の方が潤うということが言われており、それぞれの地方自治体の財政状況に十分留意した新たな財源調整のあり方を検討していく必要があること。

○ これらの4項目については、住民生活の視点に立った検討だけでは整理できるものではなく、専門的な見地からの検討が必要であり、このことを含め、神奈川県地方税制等研究会に報告書を提出した結果、同研究会からは、行政サービスのあり方を県と市町村の関係を含めて論議を深めるようにとの指摘を受けたところである。(資料2参照)

○ そこで、この第二期専門部会では、「暮らし」に身近な行政サービスについて、研究会からの指摘も踏まえ、更なる論議を深め、住民生活の視点に立った地方税財政制度の望ましい姿について探ることとした。

《専門部会での主な意見》

○ 私たちの専門部会が議論するということであるとするなら、どのような形で方策を立てていくかということは、多分全国の都道府県の同じような、あるいは構造は違うところであっても、もし私どもの方が検討項目でこういう方策ですよということを出したら、皆さんがああそういうふうに神奈川は考えているのかということ、先駆的な委員会の結論になるのではないかというふうに思っている、そういう意味では非常に私は期待をしていると同時に、大変だなというふうには思っていますが、ただやはり住民の立場に立ってどのように行政があるかという、この1点だけを持って議論をするということは非常に重要なことだというふうに思っております。【第8回】

○ 「第一期専門部会報告」に対する「地方税制等研究会」での論議及び知事への答申について

区 分	研 究 会 で の 論 議	答 申 の 概 要
改革の前提	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における多様化・個性化を尊重しようとする時代においては、中央集権型システムの下で地方自治体が提供する行政サービスでは、地域のニーズに合わない。地方自治体は、地域住民のニーズを把握し、地域づくりのビジョンを持った政策を展開していくことが求められるので、その財政需要を賄う税についても自らの責任において決定していく必要がある。 ○ 地方分権一括法では、国から地方への基幹税目の税源移譲を中長期的な課題として先送りしているが、こうした課題の解決なしには、地方分権も十分な展開をなし得ない。 ○ 地方税財政制度改革は、税源配分と事務配分の基礎的な不均衡を是正し、財政再建にも資するという事実認識が必要。 ○ 所得間格差、大企業と中小企業の利益格差が出ているときに、垂直的公平という軸を欠いた効率だけの議論というのはおかしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三位一体改革は、地方自治体の行財政の質を変えるものとは言え、その目的は、豊かな住民生活の実現である。そのためには、住民の目線に立って議論を行い、住民に分かりやすいものにならなければならない。それが分権改革のそもそもの理念である。 ○ 住民の意志を反映しながら、行政サービスの質と効率を高めていくことが、結果として、住民の暮らしを豊かにすると同時に、行財政システムの効率化にも寄与するという専門部会の問題提起は、三位一体改革の本質論議として評価したい。 ○ 分権改革は、税財政制度を改革すれば全てよしとするわけではない。地方自治体も、これまでの仕事の進め方や既存の行政組織を、住民の視点に立って見直すとともに、行政職員の意識改革を図りながら、住民が望むような施策・事業を進めなければ、住民に理解され、支持される分権改革にならないという専門部会からの指摘について、県も十分に耳を傾け、真摯に取り組むべきである。 ○ 今回、地方六団体がとりまとめた補助金改革案に対して、補助負担率の引下げや交付金化など、国の統制をそのまま温存し、単なる地方への負担転嫁としかならないような代替案を示していることは、分権改革の理念に逆行するもので許されるべきではない。 ○ 21世紀を豊かな社会として築き上げるため、神奈川県としては、専門部会を含む当研究会での検討結果を尊重するとともに、県民・事業者との議論や市町村・他府県との連携などをより強化し、国での議論が分権改革の理念に沿った方向からかけ離れたものにならないよう、一層の努力を傾けていただくことを期待したい。
国庫補助負担金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国と地方の役割分担を見直しながら、財源面、制度面で制約を与えている国庫補助負担金を廃止し、地方へ税源移譲することが不可欠。国が地方を縛っているものから切るべき。 ○ 補助金と負担金を分けてルールを考えた方がよい。教育、社会福祉、公共をバランスよく削減する方がよい。 ○ 税源移譲により削減する補助金は、個々の地方自治体の状況に任せるべき。 ○ 当面、不満足でも補助金削減をしないと、分権を阻止する論理に屈してしまう危険性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民本位の行政サービスを提供するためには、地方自治体が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やしていく必要がある。そのためには、財源面・制度面で制約の強い国庫補助負担金を廃止、縮小し、相当する額を地方へ税源移譲することが不可欠であり、国はそれを保障すべきである。
義務教育費 国庫負担金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育水準を確保することと教員の給与は別問題である。教育も例外なく分権の対象とすべき。 ○ 国庫負担金だけで見直すのではなく、学校運営についても見直しが必要。 ○ 政令指定都市の問題はフェーズが違う問題。まず、税源移譲を主張することが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義務教育において、教育水準を確保する問題と、義務教育を進めるための財源をどうするかは別問題であって、義務教育国庫負担金を補助金改革の対象から除外して聖域化することは適当でない。
社会 保 障	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保障改革の動向を踏まえ、国と地方の役割分担の整合を図るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方六団体の補助金改革案の代案として、国民健康保険に都道府県の法定負担分を設けようとしたり、生活保護費に関する国の補助率を引き下げるなどの案を提起することは、権限を手放さないまま、単に地方に負担転嫁を図るものであり、分権改革の理念に全く反している。
公 共 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共事業の償還財源は税であるので、税源移譲の例外とはならない。 ○ 公共事業では、何が必要で、何が不要でないかが重要で、財源が建設国債だということとは関係がない。 ○ 憲法が単年度主義を定めている趣旨は、国民がその年度ごとに予算を決定できる意志決定権を持っているということなので、前の予算が次の予算を拘束しないというのが大前提。毎年フローで考えなければいけないことを拘束させるというのは、変な議論。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共事業については、建設国債で財源を充当しているため税源移譲の対象にはならないという国の主張がある。しかしながら、その償還財源は将来の税で充てられるものであるため、税源移譲の対象にならないというのは理由にならない。
税 源 移 譲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安定的かつ比較的偏在性の小さい所得税、消費税を税源移譲すべき。 ○ 地方税を応益的な税にするため、個人住民税はフラット化、法人事業税は外形標準化する。 ○ 国は、法人税や個人所得税のように応益的な公平を確保できる税目において、課税ベースや税率面で所得格差を是正すべき。 ○ 地方交付税の原資となっている国税のうち、安定的かつ偏在性の小さい税目（所得税、消費税）を地方へ税源移譲し、その代わり景気の影響や偏在性の大きい法人関係税（法人住民税、法人事業税）を国へ移譲して地方交付税の原資とする。 ○ 受益と負担の関係を明確にするためにも、現在の税体系を簡素なものに抜本的に見直ししていく必要がある。 ○ 東京一人勝ち論が本当かどうか、しっかりと事実認識が必要であり、逆交付税的なものを考えていく必要がある。 ○ 所得再分配効果が、租税で改善されていない。所得間格差が拡大しているのは明らかなので、資産所得を含めた議論が必要。 ○ 国が応能でやるから地方は応益で補完するという話だったはず。国民経済レベルでは、しっかりと応能でやるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国から地方への税源移譲は、先の方分権改革において積み残された課題であり、「三位一体改革」においては、最優先に実現されるべきである。 ○ 国から地方への税源移譲は、地方自治体の歳入の総量を増やすことではなく、自主財源である税の確保によって、地方自治体の裁量で決定できる施策の範囲を拡大することである。 ○ 税源移譲に当たっては、国と地方の役割分担や行政サービスの性格に沿って、国・地方の税体系を抜本的に見直すことを考えるべきである。
地 方 交 付 税	<ul style="list-style-type: none"> ○ ナショナルミニマムとして一定のものを提供しなければいけないという部分に関しては、依然として財源保障機能は必要。 ○ 国の恣意的な関与が及ばない公明正大なシステムづくりが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いかなる税制改革を行ったとしても、地域住民に必要な行政サービスの大半を税によって賄うことは不可能であり、自ずから、税源の偏在や財政力の格差が生じることは当然である。このような状況は地方自治体の努力によって改善できるものではなく、必要となる財源を保障し、各自治体の財政力の格差を是正することは国の役割である。 ○ しかし、ナショナル・ミニマムを実現するための施策・権限と財源の所在のあり方については、全国一律に確保されるべきナショナル・ミニマムとは何かを個別サービスごとに厳しく見直す中で判断されるべきである。このためには、生活者の視点から行政サービスの全体像を描き直す作業が必要である。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県は広域自治体としてどのように基礎自治体をサポートしていくかについて、役割分担の視点から考える必要がある。 ○ 負担構造、所得再配分が、生活にどう影響するかを県民が議論すべきだし、知ってほしい。 ○ 今後は、行政サービスのあり方を、県と市町村との関係を含めて、生活者の視点から一層議論を深めていただきたい。 	